

熊本県公報

第 1 0 8 8 4 号
平成 14 年 9 月 6 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示		
救急医療機関に関する認定	(医務福祉課) 1
指定居宅介護支援事業所の指定	(高齢保健福祉課) 1
平成 14 年 9 月定例県議会の招集	(財 政 課) 2
指定居宅サービス事業所の指定	(高齢保健福祉課) 2
道路の区域変更	(道路維持課) 2
道路の供用開始	(") 2
漁船保険義務加入の同意の承認	(漁 政 課) 3
廃川敷地の発生	(河 川 課) 3
貸金業の規制等に関する法律第 37 条第 1 項第 1 号の規定による行政処分	(経営金融課) 3
"	(") 3
救急医療機関に関する認定	(医務福祉課) 4
公 告		
開発行為に関する工事の完了	(建 築 課) 4
登 載 依 頼		
土地収用法に基づく公示送達	(収用委員会) 4

告 示

熊本県告示第 668 号

次の医療機関を救急病院等を定める省令(昭和 39 年厚生省令第 8 号)第 1 条に定める救急医療機関に認定したので、同令第 2 条の規定により告示する。

平成 14 年 9 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

救急医療機関

名 称	所 在 地	認 定 期 間
小国公立病院	阿蘇郡小国町宮原 1743 番地	平成 14 年 9 月 9 日から 平成 17 年 9 月 8 日まで
阿蘇温泉病院	阿蘇郡阿蘇町内牧 1153-1	平成 14 年 9 月 9 日から 平成 17 年 9 月 8 日まで

熊本県告示第 669 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 9 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
訪問看護ステーション和 居宅介護支援事業所 玉名市月田 2107-3	有限会社訪問看護ステーション和	平成 14 年 8 月 23 日

熊本県告示第 670 号

平成 14 年 9 月 13 日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。
平成 14 年 9 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 671 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 9 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
箱根崎クリニック指定通所リハビリテーション事業所 鹿本郡植木町大字正清 879	医療法人 滄溟会	平成 14 年 8 月 28 日

熊本県告示第 672 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 14 年 9 月 6 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 9 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	玉 名 立 花 線	玉名郡三加和町大字板楠字日向久保田 2485 番 1 地先から 同 所 同 字 2485 番 2 地先まで	前	11.0 ~ 21.0	15.0	廃道処分
			後	11.0 ~ 13.4	15.0	

2 区域変更する期日 平成 14 年 9 月 6 日

熊本県告示第 673 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14 年 9 月 6 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 9 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	原植木線	鹿本郡植木町大字岩野字池ノ上 2384 番 4 地先から 同 所 同 字 2367 番 1 地先まで	152.0	単道改

2 供用開始する期日 平成 14 年 9 月 6 日

熊本県告示第 674 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。）第 26 条の 2 の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 112 条第 1 項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成 10 年 8 月 17 日熊本県告示第 520 の 2 号で公示した三角加入区及び平成 13 年 9 月 3 日熊本県告示第 677 号で公示した大岳加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により平成 14 年 8 月 16 日限り消滅したので、同条第 2 項及び省令第 26 条の 3 の規定により公示する。

平成 14 年 9 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

三角加入区

熊本県告示第 675 号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号）第 49 条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、熊本県土木部河川課及び球磨地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成 14 年 9 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 河川の名称
一級河川球磨川水系川内川
- 2 廃川敷地が生じた年月日
平成 14 年 9 月 6 日
- 3 廃川敷地の位置
球磨郡球磨村大字神瀬甲字久保鶴 1066 番 3
- 4 廃川敷地の面積
18.80 平方メートル

熊本県告示第 676 号

貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 37 条第 1 項第 1 号の規定による行政処分について、同法第 41 条の規定により次のとおり告示する。

平成 14 年 9 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 被処分者
名 称 トータル・オフィス
氏 名 溜淵勝利
主たる営業所の所在地 熊本市中央街 8 番 23 号
登録番号 熊本県知事（1）第 02147 号
登録年月日 平成 13 年 7 月 9 日
- 2 行政処分の年月日
平成 14 年 8 月 29 日
- 3 行政処分の内容
登録の取消し
- 4 適用条文
貸金業の規制等に関する法律第 37 条第 1 項第 1 号

熊本県告示第 677 号

貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 37 条第 1 項第 1 号の規定による行政処分について、同法第 41 条の規定により次のとおり告示する。

平成 14 年 9 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 被処分者
氏名 松本浩明
主たる営業所の所在地 熊本市八反田二丁目 15 番 11 号
登録番号 熊本県知事（1）第 02130 号
登録年月日 平成 13 年 2 月 21 日
- 2 行政処分の年月日
平成 14 年 8 月 29 日
- 3 行政処分の内容
登録の取消し
- 4 適用条文
貸金業の規制等に関する法律第 37 条第 1 項第 1 号

熊本県告示第 678 号

次の医療機関を救急病院等を定める省令(昭和 39 年厚生省令第 8 号)第 1 条に定める救急医療機関に認定したので、同令第 2 条の規定により告示する。

平成 14 年 9 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

救急医療機関

名 称	所 在 地	認 定 期 間
開病院	八代市新地町 6-26	平成 14 年 12 月 16 日から 平成 17 年 12 月 15 日まで

公 告

熊本県公告第 715 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 14 年 9 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡泗水町大字吉富字今寺 80 番 1
4,840.38 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市十禅寺二丁目 8 番 6 号
株式会社南星

登 載 依 頼

熊本県収用委員会公告第 13 号

公 示 送 達

熊本県球磨郡五木村丙字金川 1106・1131 番 7、1153 番、1207 番、1242 番、1259 番の土地所有者

氏名 山下耕司(持分 45360 分の 21)

住所 居所不明ただし住民票上の住所

熊本県熊本市吉原町 12 番地

土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)第 46 条第 2 項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局(熊本県土木部用地対策課内)において保管しているので、出頭のうえその交付を受けて下さい。

記

平成 14 年 8 月 30 日付け熊収第 159 号の書類(一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事の土地収用案件に係る第 7 回審理開催通知書)

(注意)上記書類を受領しないときは、平成 14 年 9 月 20 日をもって書類の送達があったものとみなされます。

平成 14 年 9 月 6 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃